

山梨県公報

第二千三百二十九号

平成二十五年

六月十三日

木曜日

目次

液化石油ガス販売事業者の認定……………三七三
保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………三七三

公告
生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………三七四
生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………三七五
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………三七五
生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出……………三七五
県営土地改良事業の計画変更に伴う公告……………三七五
建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(十一件)……………三七六
基本測量の実施……………三七八
公共測量の実施……………三七八
開発行為に関する工事の完了について……………三七八

人事委員会
山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三七九
山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則……………三七九

告示

山梨県告示第二百十二号
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号)第三十五条の六第一項の規定により、次の液化石油ガス販売事業者を認定したので、同法第八十八条第二項の規定により告示する。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明
一 氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名 株式会社さんけい 代表取締役 辻孝二
役社長 辻孝二

二 住所 南アルプス市下高砂千八百八十番地一

山梨県告示第二百十三号
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、山梨市(次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
水源の涵養^な
三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市(次の図に示す部分に限る。)
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第二百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明
一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
山梨市(次の図に示す部分に限る。)
二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
山梨市(次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

● 生活保護法に基づく指定医療機関の指定
生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
|----------------------------|-----------------|-------------|
| 原口内科・腎クリニックス | 甲斐市篠原二千九百七十五番地一 | 平成二十四年十月一日 |
| 株式会社ウエノウエノ朝日薬局 | 甲府市朝日二丁目十三番九号 | |
| 上野原市立病院 | 上野原市上野原三千五百四番地三 | |
| 医療法人INSYST EMにしおか内科クリニックRA | 甲府市和戸町六百七十九番地 | |
| 医療法人社団裕人会石 | 笛吹市石和町窪中島百十五番地一 | 平成二十四年十月十二日 |

| | | |
|----------------------|---------------------------|-------------|
| 和デントルクリニックス | サンすぎたB号室 | 日 |
| こもれびこどもクリニックス | 南アルプス市在家塚六十七番地一 | 平成二十四年十一月五日 |
| 藤田薬局 | 甲府市朝日一丁目三番十二号甲府北口第一生命ビル一階 | 平成二十四年十二月三日 |
| ハートフル薬局 | 山梨市七日市場字高芝原八百四十九番二号 | 平成二十四年十二月四日 |
| アーク調剤薬局甲府西店 | 甲府市富竹一丁目三番十三号 | 平成二十五年一月一日 |
| 山梨調剤センター朝日店 | 甲府市朝日三丁目十一番二十八号 | |
| 株式会社日医調剤あさひ薬局 | 甲府市朝日三丁目十一番二十九号 | |
| 中沢薬局鯉沢店 | 南巨摩郡富士川町鯉沢百八十七番地一 | 平成二十五年一月四日 |
| 甲府西聖愛クリニックス | 甲府市富竹一丁目三番十号 | 平成二十五年一月七日 |
| ケアーズ富竹訪問看護リハビリステーション | 甲府市富竹一丁目二番十一号 | 平成二十五年一月十日 |
| クスリのサンロード薬局上野原店 | 上野原市上野原六百九十七番地 | 平成二十五年一月十七日 |
| 竜王ペイン(痛み)クリニックス | 甲斐市龍地三千四百六十三番地二 | 平成二十五年二月一日 |
| ハートフル薬局国母店 | 甲府市国母五丁目十六番十九号 | |
| 医療法人なゆた会おか | 甲斐市万才八百三十三番地一 | |

| | | |
|---------------|------------------|--------------|
| ベ内科・神経内科クリニック | | |
| アトム薬局宝店 | 甲府市宝二丁目二十五番十号 | 平成二十五年二月二十二日 |
| はらさわ調剤薬局 | 甲府市伊勢三丁目八番三十八号 | 平成二十五年三月一日 |
| 小澤こころのクリニック | 甲州市塩山下塩後三百五十六番地三 | 平成二十五年三月八日 |

● 生活保護法に基づく指定施術機関の指定

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術機関を指定した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明

| | | |
|-----------|---------------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 年 月 日 |
| 鍼灸治療専門北村館 | 南都留郡富士河口湖町小立五百七十六番地 | 平成二十四年十一月一日 |
| とば整骨院 | 韮崎市龍岡町下條東割七百三十一番地一 | 平成二十四年十二月一日 |
| 街のスポーツ接骨院 | 南アルプス市十五所六百三十三番地四 | 平成二十五年一月二十日 |

● 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により指定した次の医療機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明

| | |
|-----------------|-------------------|
| 名 称 | 所 在 地 |
| ハートフル薬局 | 山梨市七日市場字高芝原八百五十番地 |
| 藤田薬局 | 甲府市朝日一丁目三番十号 |
| おかべ内科・神経内科クリニック | 甲斐市万才八百三十三番地一 |

● 生活保護法に基づく指定施術機関の廃止の届出

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により指定した次の施術機関から、事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明

| | |
|-------|-------------------|
| 名 称 | 所 在 地 |
| とば整骨院 | 韮崎市龍岡町若尾新田五百五十七番地 |

● 県営土地改良事業の計画変更に伴う公告

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により第八十七条の三第四項の協議を行うにあたり、県営土地改良事業（茅ヶ岳東部地区広域営農団地農道整備事業）の変更後の土地改良事業計画の概要を縦覧に供する。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の概要

二 縦覧期間

平成二十五年六月十四日から同年七月十一日まで

三 縦覧場所

山梨市役所
甲斐市役所

四 意見書の提出方法

この事業計画概要について意見がある者は、縦覧期間の最終日までに、中北農務事務所長あて書面で提出して下さい。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 河口湖西村造園
 - 2 主たる営業所の所在地 南都留郡富士河口湖町小立五千百二十七番地
 - 3 代表者の氏名 西村勇
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第九三四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、造園工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月十二日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 室内装飾やぎ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市丸の内三丁目十番十二号
 - 3 代表者の氏名 八木毅一郎
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第五九三三三号
- 四 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 ビルテック株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市徳行四丁目十番四号
 - 3 代表者の氏名 望月恭次
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第七〇八五号
- 四 処分の内容 土木工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社アースホームズ
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市朝日二丁目三番十七号
 - 3 代表者の氏名 高野孝江
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二一）第八七一一六号
- 四 処分の内容 土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、塗装工事業、防水工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 パラドックス
 - 2 主たる営業所の所在地 都留市大野五番地六
 - 3 代表者の氏名 小林克啓
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二〇）第九二〇七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十五年五月一日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月十三日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社岡建
 - 2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町紙漕阿原十五番一
 - 3 代表者の氏名 岡安清盛
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二二）第九五三三号
- 四 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十五年四月三十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 井上建設株式会社
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡富士川町小室二千三百十二番地
 - 3 代表者の氏名 井上和夫
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二三）第四六号
- 四 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十五年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 株式会社勝榮建設
 - 2 主たる営業所の所在地 甲府市古府中町四千九百十四番地の一
 - 3 代表者の氏名 大原勝一
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般 二四）第九五三三号
- 四 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となつた事実 平成二十五年五月十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があつた。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があつたので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 有限会社石原組
 - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町国衛五百七十三番地
 - 3 代表者の氏名 石原和之
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二一)第五四四六号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月十三日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年六月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月二十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
 - 1 商号 望月工務店
 - 2 主たる営業所の所在地 南巨摩郡早川町保千七百九十二番地
 - 3 代表者の氏名 望月敏彦
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二二)第八二六七号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月十四日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し
 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。
 平成二十五年六月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 処分をした年月日 平成二十五年五月二十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 有限会社新府
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市藤井町北下條四百十番地の六
- 3 破産管財人の氏名 清水毅
- 三 許可番号 山梨県知事許可(般 二四)第二六七号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年五月二十日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 基本測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、平成二十五年五月二十八日付けで国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十五年六月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)「修正測量」)
- 二 作業期間 平成二十五年六月二十八日から平成二十六年三月三十一日まで
- 三 作業地域 山梨県全域

● 公共測量の実施
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十五年五月三十日付けで甲府河川国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
 平成二十五年六月十三日

- 山梨県知事 横 内 正 明
- 一 作業種類 公共測量(道路計画図作成)
- 二 作業期間 平成二十五年五月十一日から平成二十五年七月三十一日まで
- 三 作業地域 北杜市

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
 平成二十五年六月十三日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
富士吉田市上吉田字唐松入四八五三の一、四八五三の三の一部、四八五五の六の一部、四八五五の七の一部、四八五五の八の一部、四八五五の九、四八五八の四の一部及び四八五九の四の一部の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
富士吉田市新西原五丁目五番一号 株式会社岳麓自動車教習所 代表取締役 渡邊 日出男

人事委員会

山梨県人事委員会規則第十六号

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項第二号中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県人事委員会規則第十七号

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年六月十三日

山梨県人事委員会

委員長 小 俣 二 也

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員の勤務時間等に関する規則（昭和四十四年山梨県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第七条の二中「第七十七条第一項」を「第七十七条」に、「のうち日中一時支援事業」を「として実施する日中における一時的な見守り等の支援」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番